

第 620 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容				
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（4 人）

4	川口 寛市	7	渡邊 和巳	11	森田 泰彰	12	安田 和永
---	-------	---	-------	----	-------	----	-------

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（1 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、高橋

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会
会の意見について

専決処分報告について

第 620 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>まずお詫びがございます。議案が届かないという事案がございました。連休中の発送方法を改善いたしまして、今後このようなことが無いようにいたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 620 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、4 番川口委員、7 番渡邊委員、11 番森田委員、12 番安田委員の 4 名が欠席となっております。委員 14 名中 10 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。時節柄 4 名の欠席ということですがけれども、委員会は成立するとのことですので、これから会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 620 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりま</p>

<p>議長</p>	<p>して、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>8番 白井委員、10番 佐久間委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番と2番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、5番稲村委員お願いします。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>議案第1号1番2番について、申請地を5月7日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より北西の方向1,500m付近に所在する農地です。</p> <p>1番2番の申請地は隣接し、2番にはビニールハウスが2棟設置されております。</p> <p>権利者は、申請地を購入しましたが、農地法の下限面積許可要件が満たされず、条件付き所有権移転仮登記の状態です。</p> <p>農地法の改正により許可要件が備わったことから、所有権移転登記をしたく本申請に及んだものであります。</p> <p>営農計画は、小松菜、ブロッコリー、ネギ等の栽培を計画しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、野菜の栽培を計画し、親戚関係にあたる義務者より1番</p>

	<p>2番の申請地を購入しましたが、農地法の下限面積要件が満たされず許可を得ることが出来なかったため現在に至っております。</p> <p>令和5年4月に下限面積要件が廃止されたことにより、許可要件が整ったことから所有権移転登記を行いたく本申請に及んだものであります。</p> <p>2番の申請地には、ビニールハウスが2棟立ち、内1棟は義務者の被相続人が設置したもので老朽化が進んだこともあり現在は、農機具等の保管、農作物の調整、保管場所として利用されております。</p> <p>権利者は、一昨年会社を退職し、農業に従事する環境が整ったことから現在は家族と共に農作業を行っております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地合計1,930㎡、権利者の耕作面積、無し、農作業歴1年、従農数2名であります。</p> <p>農機具はトラクター、耕運機を所有、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>まず、議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番から5番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p>

事務局（山口）	<p>きます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p> <p>担当委員が欠席ですので、事務局より説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より西の方向700m付近に位置する農地です。</p> <p>委員より、議案第1号3番から5番について、申請地を5月7日に確認し、特に問題は無い報告を得ております。</p> <p>申請地は、立地条件が悪く又、義務者の労働力も不足していたことから不耕作の状態となっております。</p> <p>権利者は、いすみ市で法人を設立し、農地所有適格法人の要件を満たす農業法人として、昨年いすみ市において9,184㎡の農地を取得し農業経営を開始しました。</p> <p>今回、規模拡大のため、まとまった農地を探していたところ、条件面で一致し、3番4番は所有権移転、5番は10年間の賃借権設定により農地取得をしようとする申請となっております。</p> <p>営農計画は、ゴマの栽培を計画しておりますが、申請地は低地で湿地の状態であることから取得後、農地法第4条許可により埋立てを行い、その後栽培を開始する計画であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地合計11筆5,187㎡、権利者の耕作面積9,184㎡、農作業歴1年、農業技術修学歴2年、従農数5名であります。</p> <p>農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>

議長	<p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第2号1番について申請地を5月7日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南東の方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、令和元年9月4日付で建売分譲用地として農地法5条の許可を受け、許可内容どおりに転用、権利移動、地目変更がされていますが、このたび、転用用途を特定建築条件付売買予定地に変更するにあたり、あらためて農地法による許可が必要であることから、農地法4条の転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p>

	<p>申請地は、令和元年 9 月 4 日付で建売分譲用地として農地法 5 条の許可を受け、現在、所有権移転および地目変更がされ宅地となっておりますが、このたび、転用用途を特定建築条件付売買予定地に変更するにあたり、君津農業事務所とも協議のうえ、まだ建築がされていない箇所についてあらためて農地法による許可が必要であることから、農地法第 4 条による許可申請をするものです。</p> <p>排水に関しては、既設の側溝に接続する計画となっており、周辺農地への影響に関しては、影響が無いように計画されております。</p> <p>特定建築条件付売買予定地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 2 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 2 号 2 番について、現地調査及び説明を、4 番 川口委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第 2 号 2 番についてご説明いたします。申請地について川口委員より 5 月 7 日付で確認していただいております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浜金谷駅よりの北東の方向約 500m に位置する農地であります。</p> <p>申請地は、権利者が現在遠方に居住し、維持管理が難しくなっており、また、現地の公道が狭いことから、拡幅して通行用の道路として使用するため、農地転用の申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p>

	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>通路用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第3号1番について申請地を5月7日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高校より北東の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>現在、権利者が事業を行っている場所から移転することとなり、本件土地は国道沿いにあり、平坦でまとまった駐車台数を確保できることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p>

	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、排水路に排水をします。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>事務所として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号2番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号2番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR大貫駅より西の方向約350mに位置する農地であります。</p>

<p>事務局（樋口）</p>	<p>権利者は宅地開発事業用地を探していたところ、申請地が適した環境であり、義務者からも土地売却の希望があったため、所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件につきましては、令和4年7月の案件にて許可相当で承認いただいた案件ではありますが、農地以外の転用部分での計画変更があったため、開発許可の関係上一度申請を取り下げ、今回改めて申請をするものです。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は山砂による埋め立てを行います。</p> <p>また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水路に放流します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっております。添付書類から確認済みです。</p> <p>宅地開発用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号3番について、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>

平野委員	<p>議案第3号3番について申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>中央公民館より南の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は現在、高齢となり、耕作ができなくなっていたところ、一定の陽当たりが望め、交通量も少なく、太陽光発電施設として適している土地であったことから、権利者との合意に至り、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>

大塚委員	<p>6番 大塚委員、お願いします。</p> <p>議案第3号4番について申請地を5月7日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より南の方向約900mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号4番は承認されました。</p> <p>次に、議案第3号5番について、現地調査及び説明を、7番 渡邊委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第3号5番についてご説明いたします。申請地について渡邊委員より5月7日付で確認していただいております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天神山コミュニティセンターより南の方向約2kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、太陽光発電施設に適した日照を得られ、防災の観点から見て平坦で安全性の高い土地であり、取得費用も安価で安定した事業収入が見込めることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第3号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号5番は承認されました。</p> <p>次に、議案第3号6番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
<p>佐久間委員</p>	<p>議案第3号6番について申請地を5月7日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧環南小学校より南の方向約3.8km、長狭街道の近くにある農地であります。</p> <p>義務者は、農地の売却を希望していたところ、本件土地が日照条件や必要面積を満たしていることから権利者と太陽光発電施設への転用の話となり、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>一点、事務局に要望があります。現地確認しましたけれども令和5年の12月に出た件で申請者が変わったということですが その場所が休耕田なので草刈等が行われていません。そのため位置が確認できず区域がはっきりせず、確認に苦慮しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件につきましては、令和6年1月の案件にて許可相当で承認いただいた案件であります。許可前に権利者に変更があったことから、一度申請を取り下げ、今回改めて申請をするものです。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p>

<p>議長</p>	<p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号6番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号7番について、現地調査及び説明を、4番 川口委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第3号7番についてご説明いたします。申請地について川口委員より5月7日付で確認していただいております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浜金谷駅より北東の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の近隣にある妻の実家に同居しているが、手狭になったため住家建築を考え、義務者の承諾が得られたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水はかずさ水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽</p>

	<p>を設置し、雨水とともに排水路に排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（はい）佐久間委員どうぞ。</p>
佐久間委員	<p>この案件は議案2号2番の道路用地と関連すると思うのですが、道路用地の許可がなくて、住宅を建てられるのですか。順序として一緒にやっていいかということもあるのですが。</p>
事務局（樋口）	<p>4条の許可が5条の許可の前提になるかという関連性については県に確認して改めて回答します。</p>
局長	<p>議案の関係で4条の方は議案順に出ていますので、同時に処理しておりますけれども。詳しくは県に確認いたします。</p>
議長	<p>事務局の方から、順番が3条4条5条ですが実際は同時ということだそうです。そこは県と確認いただき、意見をいただきたいと思えます。</p>
澤邊委員	<p>先ほどの佐久間委員と違って、議案第4号で道路用地が、公道を拡げるのか、家を建てるための道路を拡げるということどちらですか。</p>
事務局（樋口）	<p>4条単体の事業計画については、5条で住宅を建てるので拡げる記載ではないけれども、4条は道が狭いので拡幅するということです。5条に関連するところもあります。</p>

澤邊委員	わかりました。
議長	<p>いずれにしても、先ほどの佐久間委員の質問で県の意見を聞くということがありますので、澤邊委員の質問も併せて県の意見を聞くというかたちをとりたいと思います。</p> <p>他に意見がなければ質疑を打ち切り採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは議案第3号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号7番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号1番について、担当委員現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第4号1番について申請地を5月7日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南東の方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、令和元年9月4日付で建売分譲用地として農地法5条の許可を受けていますが、建売分譲用地から、特定建築条件付売買予定地に変更し、また、区画数も変更するため、許可後の計画変更承認申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。
事務局（樋口）	ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。

	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>申請地は、令和元年9月4日付で建売分譲用地として農地法5条の許可を受けており、すでに住宅の建築がされていますが、特定建築条件付売買予定地に変更し、また、区画数も変更することから、許可後の計画変更承認申請が必要であるため、本申請に至りました。</p> <p>特定建築条件付売買予定地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第5号】</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。なお、この議案には、小柴委員に関する案件が含まれますので、農業委員会会議規則第10条により、小柴委員は退席をお願いします。</p> <p>【小柴委員、退席】</p> <p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和6年第4次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p>

	<p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号 6-4-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 1093 m²、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 貸借権、利用内容 田、期間 5 年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号 6-4-30 まで、合計で貸し手 10 名、借り手 3 名、筆数 30 筆、面積 57,504 m²であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、8 ページから 10 ページまでが、利用権の設定を受ける借り手 3 名の農業経営の状況でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第 5 号は承認されました。</p> <p>それでは小柴委員、入室をお願いします。</p> <p>【小柴委員、入室着席】</p>
議長	<p>【議案第 6 号】</p> <p>次に、議案第 6 号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、加藤地区の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします。</p>
事務局（平野係長）	<p>議案第 6 号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を定めるにあたり、同法同条第 6 項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和 6 年 4 月 18 日付で加藤地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。</p>

ておりますので、農業委員の皆様におかれましては、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、地域計画（案）について説明させていただきます。

本日配布しました地域計画の今後の予定（加藤地域）をご覧ください。

地域計画を策定するにあたりましては、地域計画（目標地図含む）（案）の作成から始まり、農業者への説明や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。

次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。

まず、地域計画と人・農地プランで大きく変わったところは、後程、説明させていただきますが、目標地図を作成すること、人・農地プランでは「中心経営体」と位置付けられていたものが地域計画では「目標年度に地域内の農業を担う者」となりました。

その他につきましては、記載内容が多少増えておりますが大きな変更はありません。

議案に綴られている地域計画案をご覧ください。

1 枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧ですが、先程、申し上げましたとおり、人・農地プランでは中心経営体として位置付けられていたものが、概ね 10 年後の地域内の担い手の耕作者になっており、新たに農用地を継続的に利用する者も記載することとなりました。

加藤地域につきましては、認定農業者 2 経営体、認定新規就農者 1 経営体と農用地を継続的に利用する経営体、合わせて 13 経営体を将来の担い手として位置付けております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借してい

る農地の実面積となっております。

右側の 10 年後の欄につきましては、担い手との話し合いを参考に将来的に集積する農地の面積となっております。

次に本日配布しました地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の 10 年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる赤色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

左上の凡例をご覧ください。

担い手 A～M とアルファベットで記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例の備考に未集積として橙色と白色で着色している農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

今後は、この目標に基づき、農地の集積を進めていくこととなります。

恐れ入りますが、議案に綴られている地域計画案をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものになっております。

記載内容につきましては、区域内農業者への説明での聞き取りや他市の計画・地域計画に関する情報等を参考に記載しております。

1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、休耕地が増加していることや獣害による作物被害があることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、収益の安定・向上や作業コスト削減への取組を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用

に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し更なる担い手の確保を目指すことなどについて取り組んでいくことを記載しております。

以下、任意記載事項でございますが、加藤地域において現在取り組んでいる内容や将来取り組もうとしている内容について記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画案の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

次に、本日配布しました地域計画の今後の予定（加藤地域）を再度ご覧ください。

今後の予定であります。

現在、関係機関への意見聴取を現在行っておりまして、回答期限を5月17日としております。

その下になりますが、説明会や意見聴取の内容を反映し5月31日を目途に地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画を策定していきたいと考えております。

このようなことから、農業委員会としての意見を5月17日までにいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の水曜日5月15日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。

なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、

議長

<p>議長</p>	<p>ご意見がございますか。</p> <p>説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから5/15日までに事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思います。</p> <p>農業委員会の意見としては、期日までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願います。</p> <p>【市農林水産課退室】</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
<p>局長（棟方）</p>	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出、市街化区域内にある農地の権利移動6件です。まず、1番、5番、6番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が277㎡、5番が317㎡、6番が539㎡です。</p> <p>2番と3番は宅地分譲として所有権移転するもので、それぞれ面積は2,345㎡、2,700㎡です。</p> <p>4番は太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は981㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（平野：7月の総会の開始を懇親会開催時刻と調整し、16：00と予定する）（局長：①佐久間委員からご指摘の場わかりづらい場所につ</p>

会長	<p>いてわかるように指導する②地域計画の意見について事務局へは 5/16 までに提出)</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、 次回の農業委員会総会は、6月5日水曜日、場所は401会議室、時間 は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時30分</p>
----	--